保護者の皆様へ

（元年度概要版）

「京都府奨学のための給付金」制度のご案内

高等学校における授業料以外の教育費※を支援する給付金制度です。

※教科書費、教材費、学用品費、通学用品費など

本制度は、返済する必要のない給付金です。

◇ 対象者　基準日（令和元年7月1日）現在

①　生活保護（生業扶助）受給世帯の保護者等

②　道府県民税所得割額・市町村民税所得割額の合算額が0円（非課税）世帯の保護者等

また、生徒が、高等学校等就学支援金の対象者であること。

◇ 給付額（年額）について

対象者	世帯状況	給付額（年額）	
		国公立	私　立
①	生活保護（生業扶助）受給世帯（全・定・通）	32，300円	52，600円
②	府民税・市民税所得割非課税（全・定）＜第1子＞	82，700円	98，500円
	府民税・市民税所得割非課税（全・定）＜第2子以降＞　※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	129，700円	138，000円
	府民税・市民税所得割非課税（通）	36，500円	38，100円

（※全：全日制、定：定時制、通：通信制）

◇ 申請方法

保護者が京都府内にお住まいの方は、申請書類をお渡ししますので、洛西高校事務室まで申請書類を受取に来てください。

申請書類受取期限　令和元年7月11日（木）

（※前年度所得による該当者については別途ホームルーム担任よりお渡しします。）

※授業料に充当される「高等学校等就学支援金」とは異なる制度です。別々に手続が必要となります。

なお、保護者が京都府以外の都道府県にお住まいの場合は、それぞれの都道府県の担当課又は学校へお問い合わせください。（文部科学省ホームページにお問い合わせ先一覧の掲載があります。）

◇ 問い合わせ先

京都府立洛西高等学校　事務室（電話075－332－0555）

京都府教育庁高校教育課修学支援担当（電話075－574－7539）

※参考

◎京都市にお住まいの市民税非課税世帯の方へ　※生活保護受給世帯は除きます。

「京都市高校進学・修学支援金」の申請を予定されている方は、必ずこの「京都府奨学のための給付金」を申請してください。

京都市では，「京都市高校進学・修学支援金（学用品購入等助成金）」制度があります。市民税非課税世帯の高校生等に対し、学用品購入のための助成金として144,000円を支給します。京都府奨学のための給付金を受給される方は、併せて144,000円になるよう調整されます。**詳しくは京都市へお問い合わせください。**

京都府奨学のための給付金　対象確認シート
（国・公立学校用）

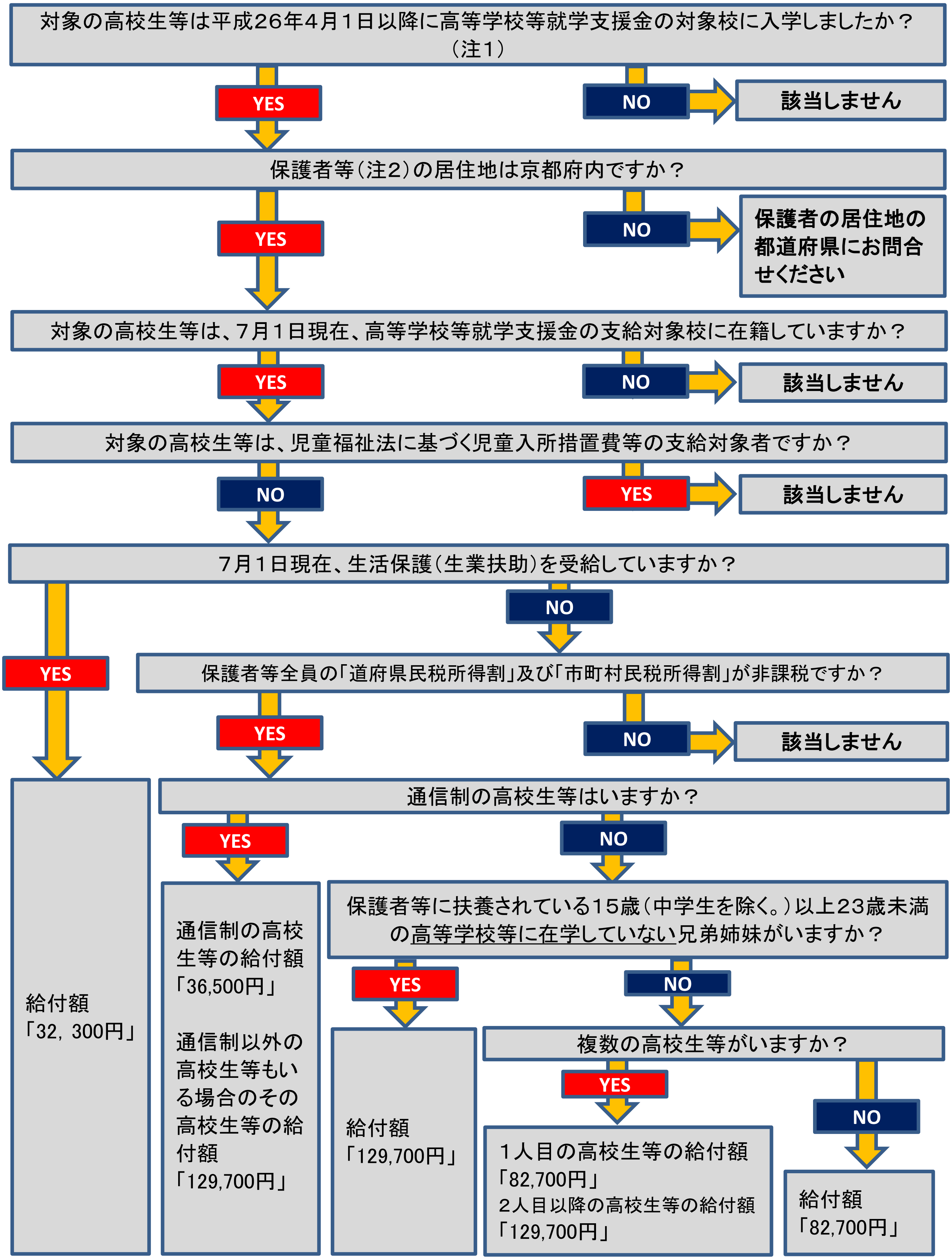

（注1）　特別支援学校の高等部は対象外です。また、条件によっては給付対象とならない場合があります。
（注2）　保護者とは、親権を行う者（親権を行う者がないときは、未成年後見人）となります。